

電子契約を導入します！

これまで紙で作成していた契約書に代え、電子データで完結することができる電子契約を導入します。

電子契約とは？

これまで、葛飾区が締結する契約書は、紙で作成したものに受注者と発注者双方が記名・押印することで有効なものとして取り扱ってきました。

電子契約の導入により、**契約書を電子データで作成**し、受注者と発注者がインターネット上で「電子署名（承認行為）」を行うことで有効な契約書となります。

電子契約を活用すると…

- ☞ 契約書の**印刷や製本が不要！**
- ☞ 契約書の受け渡しをするための**窓口への来庁が不要！**
- ☞ 請負契約に係る**収入印紙の貼付が不要！**

対象

【令和8年4月1日以降】

長期継続契約（一部対象外あり）、工事請負契約、設計等委託契約、修繕請負契約、契約内容変更協議書・承諾書、仮契約協議書・承諾書

【令和8年6月1日以降】

契約管財課で契約締結を行う契約

※電子契約を希望しない場合は、従来通り紙の契約書での契約も可能です。

※事業主管課で契約締結する案件については対象外となります。

手続きの流れ

- ① 電子入札で入札を送信する際に「**電子契約サービス利用申出書**」を添付してください。
- ② 葛飾区で契約書を作成した後、落札者には「**電子契約サービス利用申出書**」に記載のメールアドレス宛に契約書の承認申請メールが届きますので、内容をご確認の上、電子署名をしてください。
- ③ 最後に、葛飾区の契約担当者が電子署名をすると、契約締結となります。

※工事請負契約の場合は、電子署名の前に次の書類を提出していただきます。

- ▶ 前払金関係書類
- ▶ 契約保証関係書類（東日本建設業保証(株)で加入した保証のみ電子提出可）
- ▶ リサイクル法関係書類
- ▶ 労災加入証明書の写し

提出先メールアドレス：01-KEIYAKU@city.katsushika.lg.jp

毎月第1・第3火曜日に電子契約に関する説明会を開催しています。ぜひご参加ください。
(※申込みは、「開催日の前月の上旬～中旬頃」から可能となります。)

<説明会申込ページ>

https://cs.cloudsign.jp/seminar_government?utm_source=government&utm_medium=event&utm_campaign=2025